

第10号様式
(補助金交付指令書)



高知県指令20高知林改第103号

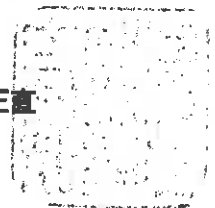
補助金交付決定通知書

補助事業者名 中土佐町 様

平成21年3月6日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金2,880,691円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐(特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む)又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等(育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道)及び居住地森林作業道(以下「作業道等」という。)の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。

竣工検査調書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取撥機関名：中土佐町
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り・IXC-3O (掘出集積)
 市町村名：高岡郡中土佐町

平成20年度 第4四半期 2 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	haあたり 植栽本数	haあたり 標準単価 (実行経費)	積掛			査定係数		査定経費	補助金	
													植栽本数	haあたり単価	標準単価	植栽係数	特認係数			計
KN01001	01	03010104	2	中土佐町	15	02	02	510			170	2,142,000	3,641,400	170				3,641,400	1,456,560	
KN01001	02	03010104	2	中土佐町	15	02	02	571			170	2,019,780	3,433,626	170				3,433,626	1,373,450	
KN01001	**	**	*					1081												
KN01001	**	**	*					1081												
合計								10.81	ha(m)	植栽本数	0	本 査定経費	7,075,026	円				補助金	2,830,010	円



第14号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令19高知林改第62号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 中土佐町 様

平成20年3月3日付けで補助金交付申請のあった平成19年度造林事業補助金については、下記条件により金3,520,729円を交付することに決定したので通知する。

平成20年 3月25日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知

竣 工 検 査 報 告 書 ・ 補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業

造林区分名：機能増進若狭り等若狭り森づくり推進優待措置・ⅩC-30

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (ha)	植栽本数	ha当り 植栽本数 (円当り 単位)	ha当り 標準単価 (実行経費)	諸 料 費	施設	平成19年度		第4-4半期		更正査定経費	補助金																	
															査定係数	査定	特定	計																			
MM3	002	01	2	中土佐町	3134	15	02	522	522				00		170	4,032,315	4,032,315		4,032,315	1,612,926																	
MM3	###	###	*													4,032,315	4,032,315		4,032,315	1,612,926																	
合計									5.22		0					4,032,315	4,032,315	4,032,315		1,612,926																	
人数												人		施行地数		箇所		面積		ha		植栽本数		本		査定額		円		更正査定経費		円		補助金		円	
												1		1				5.22		0																	

第14号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第35号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成20年7月1日付けで補助金交付申請のあった平成19年度繰越造林事業補助金については、下記条件により金8,272,675円を交付することに決定したので通知する。

平成20年10月31日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額



第14号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第64号

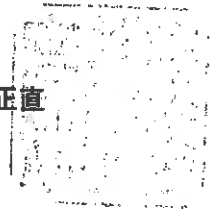
補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成20年12月5日付けで補助金交付申請のあった平成19年度繰越造林事業補助金については、下記条件により金5,818,993円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 2月10日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めるときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額

竣工検査調査報告書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業

造林区分名：機能増進放き伐り専放き伐り掛・XC-40 (抽出集積)

事業主体番号 須崎地区森林組合 取扱機関名 須崎地区森林組合 市町村名 高岡郡中土佐町 平成19年度 繰3四半期 4 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	ha当たり 諸掛 費	査定係数		査定経費	補助金
													査定係数	特認 計		
KN01001	001	01	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	0.77		547,458	28	716,622			286,648	
KN01001	001	02	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	0.10		547,458	28	93,067			37,226	
KN01001	001	03	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	1.12		547,458	28	1,042,360			416,944	
KN01001	001	04	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	1.03		547,458	28	958,598			383,439	
KN01001	001	05	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	0.30		547,458	28	279,203			111,681	
KN01001	001	06	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	0.82		547,458	28	763,156			305,262	
KN01001	001	07	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	1.02		547,458	28	949,292			379,716	
KN01001	001	08	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	1.20		547,458	28	1,116,814			446,725	
KN01001	001	**	*					6.36								
KN01002	001	01	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	3.37		547,458	28	3,136,386			1,254,554	
KN01002	001	**	*					3.37								
KN01003	001	01	1	須崎地区森林組合	03010108	15	02	4.59		547,458	28	4,271,814			1,708,725	
KN01003	001	**	*					4.59								
KN01003	001	**	*					14.32								
合計								14.32	0	13,327,312	0				5,330,920	

人数 1 施行地数 3 箇所面積 14.32 ha(m) 植栽本数 0 本 査定経費 13,327,312 円 補助金 5,330,920 円

第10号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第103号

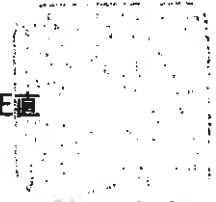
補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成²¹/₂₁年¹/₁月²³/₂₈日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金41,318,499円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正道



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。

竣工検査調書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取組機関名：須崎地区森林組合
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り型・ⅩC-40（抽出集積）
 平成20年度 第4四半期 23 ページ

申請番号	施行地区番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	標準単価 (実行経費)	掛 費	査定係数		査定経費	補助金
													査定	特認		
KN0100201	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	1.63	163	544,619	28	180	1,597,912			639,164	
KN0100202	**		*				1.63	163								
KN0100301	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	2.47	247	544,619	28	180	2,421,376			968,550	
KN0100302	**		*				2.47	247								
KN0100401	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	0.53	53	544,619	28	180	519,566			207,826	
KN0100402	**		*				0.53	53								
KN0100501	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	0.63	63	544,619	28	180	617,597			247,038	
KN0100502	**		*				0.63	63								
KN0100601	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	2.67	267	544,619	28	180	2,617,438			1,046,975	
KN0100602	**		*				2.67	267								
KN0100701	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	0.54	54	544,619	28	180	529,369			211,747	
KN0100702	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	1.34	134	544,619	28	180	1,313,621			525,448	
KN0100703	**		*				1.88	188								
KN0100801	1	0301010823	01	須崎地区森林組合	0301010823	02	2.10	210	544,619	28	180	2,058,659			823,463	
KN0100802	**		*				2.10	210								
KN0100803	**		*				11.91	1191								
合計	人数	1	施行地数	7	箇所	面積	ha(m)	11.91	植栽本数	0	本	査定経費	11,675,538	円	補助金	4,670,211



第10号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令21高林改第81号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成22年 2月10日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金28,405,953円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 3月30日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該補助金相当額を返還すること。

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 事業主体番号：須崎地区森林組合
 取組機関名：須崎地区森林組合
 造林区分名：流域育成林整備事業
 市町村名：高岡郡中土佐町

平成21年度 第4四半期 25 ページ

申請番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	面積 (延長m)	ha	植栽 本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
												査定 係数	特認 計		
KN01 005 01	01	1	須崎地区森林組合	03010123 15	02	02	1.41	1.41		767,220.28	170	1.839,026		735,610	
KN01 005 **	**	*					1.41								
KN01 006 01	01	1	須崎地区森林組合	03010123 15	02	02	1.52	1.52		767,220.28	170	1,982,495		792,998	
KN01 006 **	**	*					1.52								
KN01 010 01	01	1	須崎地区森林組合	03010123 15	02	02	0.84	0.84		767,220.28	170	1,095,588		438,235	
KN01 010 **	**	*					0.84								
KN01 011 01	01	1	須崎地区森林組合	03010123 15	02	02	1.22	1.22		767,220.28	170	1,591,213		636,485	
KN01 011 **	**	*					1.22								
KN01 012 01	01	1	須崎地区森林組合	03010123 15	02	02	1.18	1.18		767,220.28	170	1,539,042		615,616	
KN01 012 **	**	*					1.18								
KN01 013 01	01	1	須崎地区森林組合	03010123 15	02	02	1.95	1.95		767,220.28	170	2,543,334		1,017,333	
KN01 013 **	**	*					1.95								
KN01 014 01	01	1	須崎地区森林組合	03010123 15	02	02	1.45	1.45		767,220.28	170	1,891,197		756,478	
KN01 014 **	**	*					1.45								
KN01 ***	***	*					9.57								
合計	人数	1	施行地数	7	ha(m)	9.57	植栽本数		0	本	査定経費	12,461,895	円	補助金	4,992,755

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：須崎地区森林組合
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り種・KB-30（伐捨）
 平成21年度 第4四半期 20 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数			査定経費	補助金										
													査定	特認	計												
KIND1001001	01	**	01	須崎地区森林組合	0301010315	15	02	02	135			121,002.28	170			277,698	111,079										
KIND1001003	01	**	01	須崎地区森林組合	0301010315	15	02	02	148			121,002.28	170			304,439	121,775										
KIND1016016	01	**	01	須崎地区森林組合	0301010315	15	02	02	274			121,002.28	170			563,626	225,450										
KIND1016016	**	**	**						557																		
合計													人数	1	施行地数	3	箇所面積	ha(m)	5.57	植栽本数	0	本査定経費	円	1,145,763	補助金	円	458,304

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 事業主体番号：03010124 35
 取組機関名：須崎地区森林組合
 造林区分：03010124 35
 補助区分：02
 補助種別：02
 面積：1.46 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：1.46 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：2.53 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：2.53 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：1.27 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：1.27 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：5.25 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：9.45 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：9.45 ha
 補助地区区分：02
 補助種別：02
 面積：9.45 ha

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	補助種別	面積 (延長m) ha	補栽本数	ha当たり 補栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	平成21年度			補助金
												査定係数	査定特認	査定係数計	
KN01007	01	**	1	須崎地区森林組合	03010124 35	02	1.46	146	700,006	28	170	1,737,413			694,965
KN01008	01	**	1	須崎地区森林組合	03010124 35	02	2.53	253	700,006	28	170	3,010,725			1,204,290
KN01009	01	**	1	須崎地区森林組合	03010124 35	02	1.27	127	700,006	28	170	1,511,311			604,524
KN02001	01	**	1	須崎地区森林組合	03010124 02	02	9.45	945	700,006	28	170	11,245,595			4,498,238
KN02002	01	**	1	須崎地区森林組合	03010124 02	02	9.45	945							
合計			1				14.71	1471	0	17,505,044					(7,002,017)